

令和4年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況について

1 主旨

教育委員会では令和2年4月に「世田谷区立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定し、学校等における教育職員の出退勤の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めている。

今般、教育職員の負担軽減のために配置しているスクール・サポート・スタッフ事業にかかる都補助金の交付要件として、「客観的な在校等時間の把握」、「学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の各地方公共団体の規則等への反映」及び「各教育委員会のホームページ等において、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表」する必要があるため、令和4年度の教育職員に係る時間外在校等時間の状況を報告する。

2 令和4年度世田谷区立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間の状況

学校種	職	一月当たり平均	一月当たり時間外在校等時間の状況			年間360時間以内の割合
			45時間以内	45時間を超え80時間以内	80時間を超える	
小学校	全体	41時間31分	56.5%	36.1%	7.4%	28.3%
	校長	35時間46分	73.8%	22.8%	3.4%	31.1%
	副校長	59時間43分	35.8%	43.5%	19.7%	7.6%
	教諭等	41時間02分	52.6%	33.3%	14.1%	29.0%
中学校	全体	45時間54分	52.0%	35.6%	8.1%	26.4%
	校長	31時間10分	79.9%	19.3%	0.9%	48.3%
	副校長	58時間55分	32.8%	47.5%	11.9%	6.7%
	教諭等	45時間57分	51.5%	35.9%	8.2%	26.3%

(参考)時間外在校等時間の上限(世田谷区立学校管理運営規則第39条関係)

一月当たり45時間以内、年間360時間以内とする。

3 学校における働き方改革に係る取組状況の公表について

時間外在校等時間の状況等について、区のホームページに掲載する。

また、次年度以降も前年度分の状況を集計し区ホームページに掲載する。

4 今後の取組みについて

今後、「(仮称)世田谷区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員がその専門性を十分に発揮できるよう心身の健康を維持することで、子どもと向き合う時間や授業準備等の時間を確保できるよう環境整備を図ることなどの具体的な取組みを定めるとともに、次期教育振興基本計画においても学校への支援体制の強化を重点取組みと位置付け学校の働き方改革を計画的に推進する。